

事業者各位

一般財団法人 日本産業技能教習協会
本 部 千代田区神田美倉町 10
喜助新神田ビル 3 階 34 号室
☎ 03-3254-8404～5
埼玉支部 熊谷市三ヶ尻新山 3858-1
☎ 048-532-5781

高所作業車運転に係る特別教育のご案内

労働安全衛生法（59 条第 3 項）により作業床の高さが 10メートル未満の高所作業車の（道路上の走行させる運転を除く）運転業務に従事する時は、高所作業車運転に係る特別教育を修了しなければならないことになっております。

当協会は、埼玉労働局長の登録教習機関として登録を受けた技能教習機関で、高所作業車運転に係る特別教育を実施しておりますので、関係者の受講についてご配慮頂けるようご案内申し上げます。

1. 講習日程・定員・開催場所

実施回	第 1 回
日 程	7 月
	26～27
定 員	30名
開催場所	熊谷教習所

2. 講習時間

- ①高所作業車の作業に関する装置の構造及び取扱いの方法に関する知識 3 時間
- ②原動機に関する知識 1 時間
- ③一般的事項に関する知識 1 時間
- ④関係法令 1 時間
- ⑤高所作業車の作業のための装置の操作 3 時間

3. 受 講 資 格

満18歳以上の方であれば、性別、経験を問わず受講出来ます。

4. 講 習 費 用

受講料 14,040 円 (消費税 1,040 円) 教材費 1,340 円 (消費税 99 円)
合計 15,380 円

5. 申 請 書 送 付 先

当協会 埼 玉 支 部 (熊谷教習所)
一般財団法人 日本産業技能教習協会
☎360-0843 熊谷市三ヶ尻新山 3858-1
☎048-532-5781 fax048-533-8401

6. 申 込 方 法

お電話で予約、もしくは、Web ページから印刷した予約申込書の FAX での予約をお願いします。当協会より送付された特別教育申込書には**必要事項を記入、捺印し、写真1枚「3×4cm」**を添えて、受講料とともに手続きをお願いします。

7. 講 習 料 振 込 先

一般財団法人 日本産業技能教習協会
三井住友銀行神田駅前支店 普通 1 4 5 5 5 3

◎ そ の 他

*注意 開催日の2週間前の時点で10名に満たない場合、講習開催を中止する可能性があります。恐れ入りますが、あらかじめご了承ください。

指定日に受講出来ない場合は受講資格が無効になり受講料の払い戻しは致しません。

尚、正当な理由が有り受講出来ない場合は、事前に当協会に連絡し次回指定の日時のみ受講許可を受けて下さい。